

．原子力安全・保安院.....	447
原子力安全	447
1．経済産業省の原子力安全規制.....	447
2．原子力安全・保安部会.....	449
3．原子力施設の安全審査、工事計画認可.....	449
4．安全に運転を続けるために(運転中の検査について).....	452
5．原子力防災対策と核物質防護対策.....	454
6．点検記録等に係る不正問題.....	455
7．原子力安全規制の抜本改革の全体像.....	455
8．日本原燃(株)六ヶ所再処理施設をめぐる問題の状況について.....	456
産業保安	457
1．電力の保安.....	457
2．都市ガス及び熱供給の保安.....	457
3．高圧ガスの保安.....	460
4．火薬類の保安.....	461
5．液化石油ガスの保安.....	463
6．鉱山の保安.....	464
6．1．鉱山保安監督検査等.....	464
6．2．鉱害防止対策.....	464
6．3．技術開発等の推進.....	465
6．4．石炭鉱山の保安.....	465
6．5．平成15年度における重要課題～今後の鉱山保安の在り方について～.....	466
7．主な災害等の状況.....	467
8．鉱山保安監督部.....	468
8．1．北海道鉱山保安監督部.....	468
8．2．関東東北鉱山保安監督部.....	469
8．3．関東東北鉱山保安監督部関東支部.....	470
8．4．中部近畿鉱山保安監督部.....	471
8．5．中部近畿鉱山保安監督部近畿支部.....	472
8．6．中国四国鉱山保安監督部.....	473
8．7．中国四国鉱山保安監督部四国支部.....	473
8．8．九州鉱山保安監督部.....	474
8．9．那覇鉱山保安監督事務所.....	475

・原子力安全・保安院

中央省庁の再編により、平成 13 年 1 月 6 日に原子力安全・保安院が設置され、これまで、科学技術庁と資源エネルギー庁でそれぞれ実施していたエネルギー利用に係る原子力安全行政を一元化し、さらにこれまで通商産業省で実施していた産業保安行政を移管することにより、安全・保安行政が原子力安全・保安院に一元化され、強化された。

原子力安全

1. 経済産業省の原子力安全規制

(1) 概要

これまで科学技術庁が実施していた、発電用燃料の製造、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分等の核燃料サイクルや発電用研究開発段階炉に関する原子力安全行政を原子力安全・保安院に一元化した。これにより、原子力安全行政は原子力安全・保安院に、原子力施設の立地などの推進行政は資源エネルギー庁電力・ガス事業部に整理された。

以上のような整理のもと、原子力安全・保安院は、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制、これら施設の安全の確保、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保、及びこれら所掌事務に係る国際協力を所掌している。

(2) 原子力安全規制に係る所掌

原子力安全規制に係る所掌は、基本的に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下、「原子炉等規制法」と略す。)に規定されている。また、「経済産業省設置法」で各組織の所掌事務が具体的に定められている。「原子炉等規制法」の規定に基づく経済産業省の規制分野等は、次のとおりである。

製錬の事業に関する規制については、「原子炉等規制法」(以下、「法」と略す。)第 3 条(事業の指定)の規定に基づき、経済産業大臣となっている。

加工の事業に関する規制については、法第 13 条(事業の許可)の規定に基づき、経済産業大臣(事業の許可)となっている。

原子炉の設置、運転等に関する規制に関しては、法第 23 条(設置の許可)の規定に基づき、発電の用に供する原子炉(実用発電用原子炉)及び発電の用に供する原子炉で研究開発段階にあるもの(研究開発段階炉)については、経済産業大臣(設置の許可)となっている。

使用済燃料の貯蔵事業については、法第 43 条の 4(事業の許可)の規定により、経済産業大臣(事業の許可)となっている。

再処理の事業に関する規制については、法第 44 条(事業の指定等)の規定に基づき、経済産業大臣(事業の指定)となっている。ただし、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構については「事業の承認」となっている。

廃棄の事業(廃棄の種類:廃棄物埋設、廃棄物管理)については、法第 51 条の 2(事業の許可)の規定に基づき、経済産業大臣(事業の許可)となっている。

放射性物質の運搬については、法第 59 条の 2(運搬に関する確認等)の規定に基づき、経済産業省所管の運搬物については経済産業大臣(運搬物確認、容器承認、輸送物の設計承認)が、輸送方法については国土交通大臣(方法が基準に適合することの確認)が規制することとなっている。

核燃料取扱主任者免状の交付及び試験については、法第 22 条の 3 の規定に基づき、経済産業大臣の事務となっている。また、原子炉主任技術者免状の交付及び試験については、法第 41 条の規定に基づき、文部科学大臣及び経済産業大臣の事務となっている。

「原子炉等規制法」に基づく安全規制

区 分		所 管
製錬		経済産業大臣
加工		経済産業大臣
原子炉	実用発電用原子炉	経済産業大臣
	実用船用原子炉	国土交通大臣
	試験研究炉	文部科学大臣
	研究開発段階炉	文部科学大臣（発電の用に供する原子炉を除く） 経済産業大臣（発電の用に供する原子炉）
使用済燃料貯蔵		経済産業大臣
再処理		経済産業大臣
廃棄		経済産業大臣
使用		文部科学大臣
事業所外廃棄及び受託貯蔵		文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
事業所外運搬		文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣（運搬物確認） 国土交通大臣（運搬方法確認）

廃棄物の発生者、保管の委託者、輸送物の使用者等の規制を担当する大臣がそれぞれ所管する。

「原子炉等規制法」上の規制権限については、加工事業者、実用発電用原子炉及び発電用研究開発段階炉に係る原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者並びに廃棄事業者に係るものは経済産業大臣、試験研究炉、及び発電用以外の研究開発段階炉に係る原子炉設置者並びに核燃料物質使用者に係るものは文部科学大臣となっている。また、事業所外運搬について、運搬物に関しては前述の規制担当大臣が、その他の事項に関しては国土交通大臣が規制担当大臣となっている。「原子力災害対策特別措置法」における主務大臣は次のとおりとなっている（参照表：「原子力災害対策特別措置法」の所掌区分）。

：平成 11 年 9 月の茨城県東海村の燃料加工工場 JCO の臨界事故を踏まえ、迅速な初期動作の確保、国と地方公共団体との有機的な連携の確保、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務の明確化などの観点から、「災害対策基本法」の特別法として制定され、平成 12 年 6 月から施行されている。

「原子力災害対策特別措置法」の所掌区分

原子力事業者	主務大臣
加工事業者	経済産業大臣（経済産業大臣及び国土交通大臣）
原子炉設置者	実用発電用原子炉：経済産業大臣（経済産業大臣及び国土交通大臣） 試験研究炉：文部科学大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣） 発電用研究開発段階炉：経済産業大臣（経済産業大臣及び国土交通大臣） 発電用以外の研究開発段階炉：文部科学省（文部科学大臣及び国土交通大臣）
使用済燃料貯蔵事業者	経済産業大臣（経済産業大臣及び国土交通大臣）
再処理事業者	経済産業大臣（経済産業大臣及び国土交通大臣）
廃棄事業者	経済産業大臣（経済産業大臣及び国土交通大臣）
核燃料物質使用者	文部科学大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣）

（注）括弧書きについては事業所外運搬に起因する事象に係る場合の主務大臣

2. 原子力安全・保安部会

(1) 構成



原子力安全・保安部会の構成

(2) 概略

原子力安全をめぐる環境変化の中で、平成 12 年 7 月、総合エネルギー調査会総合部会は、原子力の基盤の充実・強化、特に、安全基盤の確保の課題を指摘し、その検討を行う場として新たに「原子力安全・保安部会」を設置することを提案した。これを受けて、もっぱら原子力の安全規制に関する審議を行う場として、本部会が平成 12 年 12 月に設置された。

省庁再編後の平成 13 年 1 月、経済産業大臣から総合資源エネルギー調査会に対して、昨今の環境変化を踏まえた今後の原子力安全確保の在り方についての諮問が行われ、その検討が原子力安全・保安部会に付託された。

(3) 開催実績

平成 15 年度における総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の開催実績は以下のとおりである。

第 15 回（平成 15 年 4 月 23 日）

- 原子力発電設備の健全性評価制度（技術基準）の整備について

- 原子力施設に係る自主点検作業の適切性確保に関する総点検結果、最終報告の分析評価結果について
- 炉心シールド及び原子炉再循環系配管等の点検及びびび割れの補修工事に関する指示文書の発出について 他

第 16 回（平成 15 年 8 月 4 日）

- 原子力施設の検査制度見直しの方針について（案）
- 原子力発電設備の健全性評価制度の整備について（案）
- 独立行政法人原子力安全基盤機構の概要 他

第 17 回（平成 15 年 12 月 17 日）

- リスク情報を活用した安全規制の検討について
- 放射性廃棄物処分の安全規制への取組と今後の課題について
- 六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会の検討状況について 他

3. 原子力施設の安全審査、工事計画認可

(1) 実用発電用原子炉

(ア) 実用発電用原子炉の安全審査の概要

- 実用発電用原子炉を設置しようとする者は、「原子炉等規制法」第 23 条に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない（これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第 26 条に基づき、変更の許可又は届出が必要）。
- 経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第 24 条第 1 項に規定する以下の許可の基準に適合していると認めるときでなければ、原子炉設置（変更）許可をしてはならない。
 - (A) 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと
 - (B) 原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと
 - (C) 設置者に技術的能力及び経理的基礎があること
 - (D) 原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであること

なお、(D)に関しては、原子力安全委員会が定めた指針類を判断基準として用いている。

- 経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第 24 条第 2 項に基づき、原子炉設置（変更）許可をする場合においては、あらかじめ、許可の基準の適用について、原子力委員会

(平和目的、計画的遂行及び経理的基礎に関すること)及び原子力安全委員会(技術的能力及び災害の防止に関すること)の意見を聴かなければならない。

なお、原子炉の新增設に係る原子炉設置(変更)許可申請については、原子力安全委員会が主催する公開ヒアリング(第2次公開ヒアリング)が実施される。

(2) 主要な安全審査案件

(ア) 新增設

(A) 電源開発(株)大間原子力発電所の設置

平成 11 年 9 月 8 日 原子炉設置許可申請
平成 13 年 10 月 24 日 審査一時保留の申入れ
平成 16 年 3 月 18 日 原子炉設置許可再申請
平成 16 年 3 月末時点 1 次審査中

(B) 中国電力(株)島根原子力発電所 3 号炉の増設

平成 12 年 1 月 9 日 原子炉設置変更許可申請
平成 16 年 3 月末時点 1 次審査中

(C) 日本原子力発電(株)敦賀発電所 3、4 号炉の増設

平成 16 年 3 月 30 日 原子炉設置変更許可申請
平成 16 年 3 月末時点 1 次審査中

(D) 北海道電力(株)泊発電所 3 号炉の増設

平成 12 年 11 月 15 日 原子炉設置変更許可申請
平成 15 年 7 月 2 日 原子炉設置許可

(イ) BWR 高燃焼度燃料(9×9 燃料)の採用

日本原子力発電(株)東海第二発電所
平成 12 年 10 月 20 日 原子炉設置変更許可申請
平成 13 年 8 月 6 日 原子炉設置変更許可

(ロ) PWR 高燃焼度燃料(ステップ 2 燃料)の採用

(A) 四国電力(株)伊方発電所 1～3 号炉

平成 14 年 4 月 3 日 原子炉設置変更許可申請
平成 15 年 8 月 13 日 原子炉設置許可

(B) 関西電力(株)大飯発電所 1～4 号炉

平成 14 年 8 月 21 日 原子炉設置変更許可申請
平成 15 年 9 月 25 日 原子炉設置許可

(C) 関西電力(株)美浜発電所 3 号炉

平成 15 年 7 月 28 日 原子炉設置変更許可申請
平成 16 年 3 月末時点 2 次審査中

(D) 九州電力(株)玄海原子力発電所 1～2 号炉

平成 15 年 8 月 29 日 原子炉設置変更許可申請
平成 16 年 3 月 19 日 原子炉設置許可

(イ) MOX 燃料の採用

(A) 関西電力(株)高浜発電所 3～4 号炉

平成 10 年 5 月 11 日 原子炉設置許可申請
平成 10 年 12 月 16 日 原子炉設置変更許可

(B) 東京電力(株)福島第一原子力発電所 3 号炉

平成 10 年 11 月 2 日 原子炉設置変更許可申請
平成 11 年 7 月 2 日 原子炉設置変更許可

(C) 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所 3 号炉

平成 11 年 4 月 1 日 原子炉設置変更許可申請
平成 12 年 3 月 15 日 原子炉設置許可

(3) 工事計画認可の概要

・事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、公共の安全の確保上、特に重要なものとして経済産業省令(「電気事業法」施行規則)で定めるものを実施しようとする者は、「電気事業法」第 47 条に基づき、その工事の計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない。

・経済産業大臣は、工事の計画が経済産業省令(発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令等)で定める技術基準に適合しないものでないこと等の基準に適合していると認めるときは、工事計画の認可をしなければならない。

(4) 主要な新增設工事計画認可案件

(ア) 中部電力(株)浜岡 5 号機増設

平成 13 年 9 月 4 日 工事計画認可

(イ) 北陸電力(株)志賀 2 号機増設

平成 14 年 2 月 28 日 工事計画認可

(ロ) 北海道電力(株)泊 3 号機増設

平成 16 年 3 月末時点 審査中

(5) 耐震設計審査指針類の調査審議

原子力安全委員会では、平成 7 年兵庫県南部地震後の平成 8 年度から、原子力施設の耐震安全性に関する最新知見等の情報収集・整理(財)原子力発電技術機構への委託調査)を実施した。

平成 13 年 6 月 25 日、同委員会では、その調査の成果が取りまとまったことを受けて、下部組織の原子力安全基準専門部会に対して、耐震安全性に係る安全審査指針類につ

いての調査審議の指示を行った。また、同年7月3日の原子力安全基準専門部会において、耐震指針検討分科会の設置が決定された。

その後も同分科会において調査審議が実施されるとともに、同分科会の下部組織として設置された基本ワーキンググループ、施設ワーキンググループ、地震・地震動ワーキンググループにおける各種知見等の整理作業が行われた。その後、各ワーキンググループにより取りまとめられた結果を踏まえ、同分科会において調査審議が行われている(平成16年3月末現在)。

経済産業省原子力安全・保安院として、原子力安全委員会における調査審議に対し、情報提供等の協力を行っている。

(6) 原子炉安全小委員会

総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会においては、次の課題の検討を実施した。

<規格に関する技術評価>

次の件について、技術評価書を取りまとめた。

- ・日本機械学会「維持規格(J S M E S N A 1 - 2000)」に関する技術評価書
- ・日本機械学会「設計・建設規格(J S M E S N C - 2001)」に関する技術評価書
- ・日本機械学会「維持規格(J S M E S N A 1 - 2002)」に関する技術評価書

(7) 加工施設

(ア) 加工事業の許可

- ・加工の事業を行おうとする者は、「原子炉等規制法」第13条の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない(これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第16条に基づき、変更の許可又は届出が必要)。
- ・経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第14条に規定する以下の許可の基準に適合していると認めるときでなければ、加工の事業(変更)許可をしてはならない。
 - (A) その許可をすることによって加工の能力が著しく過大にならないこと
 - (B) その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること
 - (C) 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による

災害の防止上支障がないものであること

なお、(C)に関しては、原子力安全委員会が定めた指針類を判断基準として用いている。

(イ) 主要な事業(変更)許可案件

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、原子燃料工業(株)東海事業所、原子燃料工業(株)熊取事業所各1件の合計3件の許可を行った。

(ウ) 加工施設の設計及び工事の方法の認可

- ・加工事業者は、「原子炉等規制法」第16条の2の規定に基づき、加工施設の工事(変更工事)に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- ・経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第16条の2第3項に規定する以下の認可の基準に適合していると認めるときは、設計及び工事の方法を認可しなければならない。

(A) 事業(変更)許可又は届け出たところによるものであること

(B) 経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること

(I) 設計及び工事の方法の認可案件

平成15年度において、(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、原子燃料工業(株)東海事業所、原子燃料工業(株)熊取事業所各1件の合計3件の認可を行った。また、三菱原子燃料(株)、原子燃料工業(株)東海事業所各1件の合計2件について、審査中である。

(8) 再処理施設

(ア) 再処理事業の指定等

- ・核燃料サイクル開発機構又は日本原子力研究所は、再処理の事業を行おうとするときは、「原子炉等規制法」第44条第3項の規定に基づき、その再処理施設の設置について経済産業大臣の承認を受けなければならない。
 - 上記以外の者で、再処理の事業を行おうとするものは、同条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
- ・経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第44条の2に規定する以下の許可の基準に適合していると認めるときでなければ、再処理の事業(変更)指定をしてはならない。
 - (A) 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと

(B) その指定をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

(C) その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること

(D) 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものであること

なお、(D)に関しては、原子力安全委員会が定めた指針類を判断基準として用いている。

(イ) 主な指定（変更）の案件

なし

(ウ) 再処理施設の設計及び工事の方法の認可

・再処理事業者は、「原子炉等規制法」第 45 条の規定に基づき、再処理施設の工事（変更工事）に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない。

・経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第 45 第 3 項に規定する以下の認可の基準に適合していると認めるときは、設計及び工事の方法を認可しなければならない。

(A) 事業（変更）許可又は届け出たところによるものであること

(B) 経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること

(I) 設計及び工事の方法の認可案件

平成 15 年度において、核燃料サイクル開発機構東海事業所再処理施設 7 件、日本原燃(株)再処理事業所再処理施設 5 件の合計 12 件の認可を行った。また、核燃料サイクル開発機構 3 件、日本原燃株式会社 1 件の合計 4 件について、審査中である。

4 . 安全に運転を続けるために(運転中の検査について)

(1) 施設検査

(ア) 定期検査

実用発電用原子炉における定期検査は、「電気事業法」（以下、「電事法」と略す。）第 54 条第 1 項に基づき、経済産業大臣が実施する検査であり、約 13 か月に 1 回実施する。

平成 15 年 10 月以降、定期検査は事業者が行う定期事業者検査に立ち会い、又はその記録を確認することとし、検

査項目の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「機構」と略す。）で実施することとした。

(イ) 使用前検査

使用前検査は、「電事法」第 49 条第 1 項に基づき、経済産業大臣が実施する検査である。新設（又は変更）の電気工作物の使用開始を許可するための検査であり、工事の工程毎に行われる。

電気工作物の工事計画の認可または届出があったものについて、その工事計画との適合性、技術基準との適合性を確認するものであり、使用前検査に合格した後でなければ、その電気工作物を使用してはならない。

平成 15 年 10 月以降、検査項目の一部を機構で実施することとした。

(ウ) 定期安全管理審査

定期安全管理審査は、「電事法」第 55 条第 4 項に基づき、事業者が行う定期事業者検査の実施体制について機構が行う審査である。国は、機構が行った審査結果から、各事業者の検査の体制を 3 ランク（A：定期事業者検査の実施につき不適合事項はなく、かつ品質マネジメントシステムが機能している、B：定期事業者検査の実施につき軽微な不適合事項はあるが、品質マネジメントシステムは機能している、C：定期事業者検査の実施につき重大な不適合事項があり、品質マネジメントシステムが機能していない）に評定する。

(I) 燃料体検査

「電事法」第 51 条第 1 項又は第 3 項（輸入燃料体検査に係る事項）に基づき、原子力発電所で使用する燃料体の使用を認めるため、経済産業大臣が実施する検査であり、燃料体の加工の行程毎に行われる。

原子炉で使用される燃料体（国産燃料、輸入燃料）について、認可された設計との整合性（国産燃料体のみ）、技術基準との適合性を確認するものであり、燃料体検査に合格した後でなければ、その燃料体を使用してはならない。

平成 15 年 10 月以降、検査項目の一部を機構で実施することとした。

(2) 保安検査

保安検査は、平成 11 年 9 月に発生した株式会社ジェー・シー・オー（JCO）のウラン加工施設における我が国初の臨界事故を教訓として、「原子炉等規制法」第 37 条第

5項に基づき、原子炉設置者に対し、主務大臣が定期的に年四回実施する保安規定の遵守状況に関する検査であり、平成12年8月から実施している。

(3) 保安規定

保安規定は、「原子炉等規制法」第37条第1項に基づき、原子炉設置者が運転開始後の原子炉施設毎にとるべき保安に関する基本事項（職務・組織、保安教育、運転、安全審査、管理区域、放射線管理、定期的な検査、核燃料の取扱い、放射性廃棄物の廃棄、保安記録等）を定め、経済産業大臣が認可することとなっている（当該規定を変更したときも同様の手続を要する。）

平成11年12月にJCO臨界事故を受けて「原子炉等規制法」が改正され、保安検査が導入されたことから、平成13年1月に保安規定の内容の充実、具体化を図った大幅な変更認可を行った。

その後、検査制度の見直し等を進めていたところ、平成14年8月に東京電力株式会社による不正問題が発生し、これまでの検討結果を踏まえて、新たに品質保証に関する事項、保守管理に関する事項等を保安規定の記載すべき事項として省令を改正した。

(4) 運転管理情報等の分析及び安全規制への反映

国内外における原子力発電所の事故・トラブル、運転管理情報等を収集・分析し、これらの知見を踏まえて事業者への水平展開及び検査等安全規制への反映を実施している。

(5) 原子力施設におけるトラブルについて

原子力発電所などの原子力施設（文部科学省所管施設を除く。）においてトラブルが発生した場合、各事業者は「原子炉等規制法」等に基づき、その旨を直ちに経済産業省に報告し、経済産業省はトラブルを公表し、原因の究明及び再発防止対策の確認を行うこととしている。

報告されたトラブルは、平成14年度は、原子力発電所については合計12件、研究開発段階炉については2件、その他の原子力施設については0件であった。また、平成15年度は、原子力発電所については合計13件、研究開発段階炉については1件、その他の原子力施設については0件であった。

「原子炉等規制法」等に基づき国に報告された

原子力施設におけるトラブル件数の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実用発電用原子炉 （法律に基づく報告）	17	19	11	8	11
実用発電用原子炉 （通達に基づく報告）	12	7	4	4	2
発電用研究開発段階炉 （法律に基づく報告）	4	1	1	1	0
発電用研究開発段階炉 （通達に基づく報告）	1	0	0	1	1
加工・再処理・廃棄物埋設・ 廃棄物管理施設 （法律に基づく報告）	1	0	0	0	0
加工・再処理・廃棄物埋設・ 廃棄物管理施設 （通達に基づく報告）	0	1	0	0	0
合計	35	28	16	14	14

平成15年10月の「原子炉等規制法」に係る省令の改正に伴い、通達は省令に一本化された。

(6) 検査制度の見直し

原子力施設に関する検査の在り方については、原子力安全・保安部会に設置された「検査の在り方に関する検討会」において、平成14年2月から具体的な検討が行われた。同年6月には、同検討会の中間取りまとめを受け、「原子力施設の検査制度の見直しの方向性について」として、原子力安全・保安部会が中間報告を行い、この中で「検査制度全般の見直しに係る7項目の提言」及びこれらを踏まえた「個別検査制度の見直しの方向に関する提言」を明らかにした。これを踏まえ、原子力安全・保安院は、品質保証体制を導入し、監査型の検査を行うこと、機構を検査主体として活用することなどの具体的作業に着手した。

同年8月に東京電力の原子力発電所の自主点検記録の不正及び定期検査における不正が発覚し、同問題の再発防止策として、「電気事業法」を改正し、定期事業者検査及び定期安全管理審査制度が創設された。

平成15年10月には、改正された「原子炉等規制法」関係省令や「電気事業法」が施行され、新制度の骨格となる品質保証ルール及び保守管理ルールに関する性能要求が明確化された。

(7) 総合予防保全対策

(ア) 定期安全レビュー（PSR）

定期安全レビューは、運転開始後相当の年数が経過したプラントが増えてきたことを踏まえ、総合予防保全の観点から、平成4年6月の通達「定期安全レビューの実施について」に基づき、事業者において任意の評価として実施、その報告を要請していた。その後、法令上の位置づけを明確とすることとし、平成15年10月に実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」と略す。）において、実施の義務規定を整備し、保安規定の要求事項とした。

これにより、定期安全レビューの一環として10年毎に実施する運転経験の包括的評価及び最新の技術的知見の反映については、その実施プロセスについて保安検査にて確認することとなっている。

(イ) 高経年化対策（PLM）

通商産業省（当時）は、将来的に進展していく原子力発電所の高経年化について検討を行い、平成8年4月に「高経年化に関する基本的な考え方」を取りまとめ、公表した。併せて通達「定期安全レビューの実施について」に基づき、事業者において任意の評価として高経年化対策を実施させた。平成11年6月には、通達「定期安全レビューの一層の充実について」において、定期安全レビューの一環として高経年化対策を実施し、その報告をするよう要請し、資源エネルギー庁においてその成果を評価することとした。平成15年10月からは高経年化対策について法令上の位置付けを明確にすることとし、実用炉規則を改正、その実施の義務規定を整備するとともに、保安規定の要求事項とした。

現在、定期安全レビューの一環として実施する高経年化対策（経年変化に関する技術的な評価及び同評価に基づく長期保全計画の策定）については、その実施プロセスについて保安検査にて確認することとなっている。

また、平成15年12月の通達により、その高経年化対策について報告するとともに、長期保全計画の実施状況を報告するよう要請している。

5. 原子力防災対策と核物質防護対策

(1) 原子力防災対策への取組

JCO事故により顕在化した課題の解消に向けて、原子力災害予防に関する事業者の義務、政府の原子力災害対策本部の設置等について特別の措置を講ずることを目的とする「原子力災害対策特別措置法」が平成12年6月より施行され、各種対策を講じている。その中で、国が毎年作成する防災訓練計画に従い、内閣総理大臣等の参加を得て国、地方自治体、原子力事業者等による国の原子力総合防災訓練を毎年実施している。

- ・平成12年度：島根県／中国電力（株）島根原子力発電所（参加者：1,869人 参加機関：83機関）
- ・平成13年度：北海道電力（株）泊発電所（参加者：2,717人 参加機関：62機関）
- ・平成14年度：福井県／関西電力（株）大飯発電所（参加者：4,415人 参加機関：117機関）
- ・平成15年度：佐賀県／九州電力（株）玄海原子力発電所（参加者：9,400人 参加機関：86機関）

(2) 核物質防護対策

平成13年9月に発生した米国同時多発テロ事件以降、経済産業省から事業者に対して警戒強化の指示を行い、原子力発電施設等への立入制限、周辺監視の強化等、自主的な警備強化を求めた。併せて、経済産業省から治安機関に対して原子力発電施設等の安全確保に対する協力を依頼した。

また、「原子炉等規制法」第43条の2等の規定に基づき原子力施設の核物質防護規定を（変更）認可するとともに、同法第43条の3等の規定に基づき核物質防護管理者の選任の届出等の処理を行った。

(3) その他

保障措置検査（査察）

「原子炉等規制法」第74条の2及び同法施行令第24条の2（文部科学大臣が経済産業省又は国土交通省の職員に行わせることができる事務等）の規定に基づき、経済産業省職員が実用発電用原子炉について保障措置検査を実施した。

6. 点検記録等に係る不正問題

(1) 自主点検記録等に関する不正

自主点検記録等に関する一連の不正問題は、平成 12 年 7 月及び 11 月に当時の資源エネルギー庁に寄せられた申告事案 2 件が発端だった。さらに、平成 14 年、上記調査を進める過程で、調査に協力していた米 GE 社から他にも自主点検記録に不正がある可能性がある事案についての情報が寄せられ、8 月になって東京電力(株)もこれを認めるに至った。

これを受け、同年 8 月 29 日、最初の申告事案 2 件も含む 29 件の事案を、保安院から公表した。その後立入検査等調査を進めた結果、これらの事案のうち 13 件については特段の問題は認められず、16 件については問題があるとの結論に至った(ただし、直ちに原子炉の安全に影響を与えるものではないことを確認)。

なお、当初の申告事案 2 件の処理については、経済産業省に大臣直属の「東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会」が設置され、当時の資源エネルギー庁と省庁再編に伴う機構改革により調査を引き継いだ原子力安全・保安院の調査過程について厳正な調査が行われ、厳しい評価が行われた。これを受けて、外部の有識者からなる「原子力施設安全情報申告調査委員会」の設置、申告者の個人情報保護などを内容とする「原子力施設安全情報申告制度運用要領」の制定などの改善を行った。

(2) 総点検の指示とひび割れの問題

同年 8 月 30 日、保安院は、上記不正問題の調査結果を踏まえ、電力会社など原子力事業者 16 社に対し、過去の自主点検記録につき総点検を行うよう指示した。その結果、いくつかの電力会社から原子炉内の冷却材を循環させるための「再循環系配管」や原子炉内の構造物である「シュラウド」に、ひび割れやその兆候が見られたことが報告された。さらに、その後の調査により保安院は、これらのひび割れ等については事業者において安全評価が行われており、データを改ざんするなどの不正はないことを確認するとともに、安全性に関する事業者の評価も妥当なもの判断した。

(3) 原子炉格納容器漏えい率検査に関する不正

平成 14 年 10 月 25 日、東京電力(株)福島第一原子力発電所 1 号機において、国の定期検査の一部である原子炉格納容器の漏えい率検査の際に不正が行われていたことが判明した。このため保安院は、平成 14 年 10 月 26 日、当該原子炉について 1 年間の運転停止処分を行い、同社の原子炉格納容器のすべてについて、漏えい率検査を国の検査官立ち会いの下で厳正に実施することを決定した。

(4) 17 基の停止と運転再開

上記漏えい率検査のため、平成 15 年 4 月までに東京電力(株)の全原子力発電所(福島第一、福島第二、柏崎刈羽の各原子力発電所の計 17 基)が、停止した。このため、同年夏の電力需要逼迫を招く事態となった。

その後、東京電力(株)においては、再発防止の観点から社内体制の整備を行い、保安院の指示に基づき、平成 15 年 3 月 7 日にその実施状況の報告を行った。主要内容は、

原子力部門の品質保証に関するトップマネジメントの関与、「原子力品質保証基本計画書」における責任と権限の明確化、品質保証に関するマニュアル類の整備、社長直属の監査部門の設置・法務部門の強化等である。

この報告内容を確認した後、保安院は、停止中の原子炉に対する安全性評価の結果や、安全規制制度の見直しなど再発防止のための取組につき、新潟県、福島県を中心とする自治体、議会、住民の方々に対して、延べ 40 回以上の説明会等を実施した。こうした対応の結果、同年 5 月 7 日、新潟県の柏崎刈羽発電所 6 号機が再起動し、以後、地元の了解を得た基より順に再起動している。

7. 原子力安全規制の抜本改革の全体像

上記のような一連の不正問題の再発を防止するとともに、国際的な水準の安全規制を実現するため、平成 14 年の臨時国会において「電気事業法」及び「原子炉等規制法」の改正が行われ、検査等の安全規制を強化すると同時に、保安院の規制をチェックする機関である原子力安全委員会の機能強化、すなわちダブルチェック機能が強化された(平成 15 年 10 月より実施)。その主要内容は以下のとおりである。

(1) 事業者の保安活動の充実

(ア) 定期事業者検査の義務付け

従来事業者の任意に委ねられていた自主点検において不正が行われたことから、これを「定期事業者検査」として法律上義務づけた。また、定期事業者検査の実施体制の在り方が適切なものであるか否かについても、独立行政法人原子力安全基盤機構が審査し、国がその審査結果に基づき総合的に評価することとなった。

(イ) 事業者の品質保証体制の確立

事業者は保安規定上に品質保証活動に係る規定を置くことを義務づけられ、国は、保安検査において事業者の品質保証活動を確認することとなった。

(ウ) 定期安全レビューの義務化

従来任意で行われてきた定期安全レビュー(=原子力発電所の運転経験や最新の技術的知見の反映状況等を評価すること)を、原子力発電所の安全確保活動の一環として、法律上義務づけることとした。

(2) 実効性のある原子力安全規制の遂行

(ア) 国の定期検査、使用前検査の実効性向上

施設の健全性に関する試験の結果のみを確認するのではなく、その結果が出される事業者の作業プロセスの適切性も確認することとした。その際、抜き打ち的な手法や、作業状況の監視、データの根拠確認等の監査型手法も活用していくこととした。

(イ) 設備の健全性評価制度の導入

これまで、経年変化した設備の健全性評価に関する基準がなく、ひび割れがあった場合の取扱いが不明確であったことを踏まえ、「維持基準」を導入し、設備が有すべき構造健全性を評価するためのルールを整備した。事業者は、定期事業者検査で発見されたひび割れについて、その進展を予測し、設備の健全性評価を行うとともに、その結果を記録・保存することが義務づけられた。

(ウ) 規制制度の運用の明確化・透明化

従来、通達等により求めていた事故・トラブルの報告における対象の範囲が明確でなかったことを踏まえ、対象範囲を法令上明確にした。

(3) 独立行政法人原子力安全基盤機構の設立

これらの改革の一翼を担う機関として、原子力発電所や原子力施設に対する使用前検査、定期検査等の検査の一部を国に代わって新たに実施するとともに、これまで指定検査機関が行っていた溶接検査、運搬物確認等の検査並びに新たに導入された定期事業者検査に対する定期安全管理審査を実施する独立行政法人原子力安全基盤機構を設立した。機構は、この他原子力安全のために必要な各種調査試験研究、防災関係業務等を実施すべく、平成 15 年 10 月 1 日に約 400 名の専門家集団として発足した。

(4) ダブルチェック体制の強化

原子力安全・保安院や機構による定期検査、保安検査や定期事業者検査の審査・評価などの結果については、内閣府に置かれた原子力安全委員会に四半期毎に報告し、中立・厳正なダブルチェックを受けることとなった。また、原子力安全委員会による事業者等の直接的な調査(規制調査)が可能となった。また、行政庁に対してだけでなく、原子力安全委員会に対しても申告を行えることとなった。

8. 日本原燃(株)六ヶ所再処理施設をめぐる問題の状況について

日本原燃(株)は、青森県六ヶ所村において平成 18 年 7 月の操業開始に向け、商業用再処理施設(年間再処理能力 800 トン・ウラン)の建設を行い、通水作動試験、化学試験を実施してきている。また、地元の同意の下に、操業開始までに約 1,600 トンのウランを受け入れる計画で、平成 12 年 12 月から再処理施設への使用済燃料の本格搬入を開始した。

その後、使用済燃料受入れ・貯蔵施設におけるプール水漏れ等の問題により、日本原燃(株)は、平成 14 年 12 月から搬入を中断したが、不適切な溶接箇所の補修を実施し、平成 16 年 1 月に使用前検査に合格するとともに、品質保証体制の点検を実施し、点検結果等を原子力安全・保安院に報告した。点検結果等については、原子力安全・保安院が妥当であると評価し、また、その評価結果については、総合資源エネルギー調査会の下に設置された「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」が妥当であるとして了承した。

産業保安

中央省庁の再編により、平成 13 年 1 月 6 日に原子力安全・保安院が設置され、これまで通商産業省環境立地局が実施していた火薬類、高圧ガス、石油コンビナート、液化石油ガス、鉱山の保安行政と資源エネルギー庁が実施していた電気、都市ガス、熱供給の保安行政を原子力安全・保安院に一元化した。

1. 電力の保安

(1) 「電気事業法」

本法は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的としている。

電気工作物の保安を確保するため、「600V 以下で受電、又は一定の出力未満の小出力発電設備で受電線路以外の線路で接続されていない等安全性の高い電気工作物」を一般用電気工作物、「それ以外の電気工作物」を事業用電気工作物と区分している。

(2) 原子力安全・保安部会電力安全小委員会

「電気事業法」については、技術進歩や事業者による自主的な保安確保への取組等の環境変化を踏まえ、現状の安全水準を維持しつつ、官民の役割分担の見直しや規制の合理化等を図るため、平成 7 年及び平成 11 年に改正が行われた。平成 7 年には、技術進歩による保安実績の向上、自己責任明確化の要請等を踏まえた保安規制の合理化を目指し、国の直接的関与の必要最小限化・重点化、電気工作物の区分見直し、指定試験機関への電気主任技術者試験事務の委任が行われた。また、平成 11 年には、近年の技術の進歩や事業者による自主的な保安確保への取組等の環境変化を踏まえ、現状の安全水準を確保しつつ、官民の役割分担を見直し、規制を合理化することにより事業者の負担を軽減するとともに、将来の制度を視野に入れた合理的なシステムを構築することを目指し、政府認証から自己確認への移行、自主検査の実施に係る体制について審査する仕組みの導入、公益法人要件のない指定機関制度の導入が図られた。

総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下に

設置された電力安全小委員会においては、これらの一連の制度改正後の実施状況について全体的なレビューを行うこととなり、検討対象とした 5 つの項目(小出力発電設備、技術基準、安全管理審査制度、一般用電気工作物の調査、電気主任技術者の外部委託)について、平成 14 年 6 月には、小出力発電設備、安全管理審査制度及び電気主任技術者の外部委託についての検討結果を、平成 15 年 5 月には技術基準及び一般用電気工作物の調査についての検討結果を電力安全小委員会報告として取りまとめた。

また、平成 15 年 8 月 14 日及び 19 日に発生した三重ごみ固形燃料(RDF)発電所の燃料貯蔵施設発火・爆発事故について、ごみ固形燃料発電所事故調査ワーキンググループを電力安全小委員会に設置し、平成 15 年 9 月以降、4 回にわたる審議の結果、再発防止対策について、平成 15 年 12 月に報告書を取りまとめた。原子力安全・保安院は、この報告内容を踏まえ、三重県企業庁及びその他 14 の RDF 発電所の設置者に対して、再発防止策を策定するよう平成 15 年 12 月 25 日に指示した。この指示に基づいて提出された再発防止対策案の妥当性について、上記ワーキンググループの意見も踏まえつつ検討し、平成 15 年 3 月 12 日に各事業者が対策を実施するに当たり留意すべき事項について指導を行った。以上を踏まえ、総務省消防庁及び環境省における法令上の措置の検討とも整合性を図りつつ、RDF 貯蔵施設に係る「電気事業法」に基づく技術基準等の改正等を行うこととしている。

2. 都市ガス及び熱供給の保安

(1) 都市ガス事業

都市ガスに関する保安については「ガス事業法」に基づき規制が行われている。同法は平成 12 年 10 月、事故件数の大幅な減少・民間事業者の安全管理能力の向上を踏まえ、国が直接行ってきた検査等安全規制について、官民の役割分担を見直し民間の能力を活用した制度を構築することにより、規制を合理化しつつ消費者の安全の維持・向上を図る法体系へと変更された。これにより、事前規制から事後規制へと移行された。具体的には、重要なガス工作物に係る工事計画について認可を行っていたものを届出制へ、また、国が行ってきた使用前検査、定期検査はそれぞれ、第三者による使用前検査、事業者による定期自主検査に変更となった。

(7) 一般ガス事業

一般ガス事業とは、一般の需要に応じ、導管によりガスを供給する事業である（簡易ガス事業を除く）（「ガス事業法」第2条）

(A) 事業者数 227社（私営173、公営54）

（平成16年4月現在）

(B) 需要家数 約2,711万軒（全世帯の約55%：平成16年3月末現在）

(C) ガス販売量 260億 m^3 （46.04655MJ/ m^3 ）

（平成15年度実績）

(1) 簡易ガス事業

簡易ガス事業とは、一般の需要に応じ、「ガス事業法」施行令第1条に定める特定ガス発生設備で導管によりガス（主にLPG）を供給する事業で、1団地70以上の地点に供給するものである（「ガス事業法」第2条）

(A) 事業者数 1,713社

(B) 供給地点群数 7,890供給地点群

(C) 需要家（供給地点）数 194万軒

(D) ガス販売量 218百万 m^3 （100.4652MJ/ m^3 ）

（平成15年度実績）

(2) 熱供給事業

熱供給事業とは、一般的に地域冷暖房と呼ばれ、一定地域内の建物群に対し、蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラントから、導管を通じて供給する事業であり、エネルギーの有効活用、地域環境の保全に資するほか、都市防災機能等の社会経済的メリットを有する都市基盤施設として積極的な導入が図られている。

熱供給に関する保安については「熱供給事業法」に基づいて規制が行われている。「熱供給事業法」は平成12年7月、ガス事業法同様、事故件数が低水準で推移していること、民間事業者の安全管理能力が向上していることを踏まえ、国が直接行ってきた検査等安全規制について、規制を合理化しつつ安全の維持・向上を図る法体系へと変更された。これにより、事前規制から事後規制へと移行された。具体的には、重要な熱供給施設については国が行ってきた使用前検査を廃止し、事業者自らが行う使用前検査に変更となった。

(7) 事業者数 89社（うち87社供給開始）

(1) 事業地区数 149地区（うち145地区供給開始）

(9) 販売熱量 232億MJ（平成14年度実績）

(3) 都市熱エネルギー部会

今後のガス市場における中長期的な制度の基本的理念とその在り方を描くことを目的として、平成13年1月ガス市場整備基本問題研究会が設置された。同研究会において、中長期的なガス市場の在るべき姿と、その市場を機能させるための制度の在り方について、1年以上にわたり議論を重ねてきた。併せて、ガスエネルギーの保安規制の在り方を審議する「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」を発足し、保安レベルの維持・向上を前提として、自主保安・消費者保安を促進する観点から都市ガス、LPガスの保安規制体系の統合化を検討した。

前述のガス市場整備基本問題研究会、及びガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会の検討結果を踏まえ、都市熱エネルギー部会に、「昨今のエネルギーを取り巻く各種情勢の変化を踏まえた今後のガス事業制度の在り方はいかにあるべきか」という大臣の諮問がなされた。これを受けて、学識経験者、ガス事業をめぐる多彩なエネルギー関係者、企業や家庭などの需要家を代表する者など、各界から多数の委員が集い、ガス市場整備基本問題研究会で取りまとめられた今後のガス市場のグランドデザインをベースとしながら、意欲的かつ真摯に議論がなされた。都市熱エネルギー部会は、今後取り組むべきガス事業制度改革の方向性を示し、これに伴う保安規制について、平成14年度のガス安全小委員会にて次の検討を行った。

(7) 効率的なガス供給基盤の整備と有効利用の在り方を踏まえた保安規制の在り方について

(1) 自由化範囲の拡大を踏まえた需要家保安の在り方について

(9) 簡易ガス事業の原料選択の拡大を踏まえた保安規制の在り方について

また、上述した3項目の詳細項目としてガス導管事業者のガス事業法の技術基準、ガス導管技術基準の整合及び相互に導管を連結する場合の緊急時体制の在り方について、ガス工作物技術基準WGを開催し、検討するとともに、平成15年度のガス安全小委員会を取りまとめを行った。

(4) ガス事業法改正

「昨今のエネルギーを取り巻く各種情勢の変化を踏まえた今後のガス事業制度の在り方はいかにあるべきか」の諮問に対する都市熱エネルギー部会の答申を受け、ガス導管事業者の創設、自由化範囲の拡大、簡易ガス事業者の原料選択の拡大を改正するガス事業法改正を平成 15 年通常国会に提出し、法案が成立した。また、平成 16 年 4 月 1 日の法律の施行に併せ、ガス事業法施行令及びガス事業法施行規則の改正を行った。

(5) ガスパイプライン安全基準検討会

ガスパイプライン安全基準検討会は、平成 14 年度に引き続き、原子力安全・保安院長の私的諮問機関である「ガスパイプライン安全基準検討会」において長距離、高圧、海底に敷設される天然ガスパイプラインの保安規制に係る技術基準の在り方を検討した。同検討会は、国内外の民間規格の調査、実験及び解析データの収集を行い、要求すべき性能について示すとともに、技術基準の素案の一例を作成した。

(6) 経年管対策

地中に埋設された亜鉛メッキ鋼管(白ガス管)の腐食漏洩に関する事故に対する社会の問題意識の高まりを踏まえ、事故を未然に防止する観点から、平成 10 年のガス安全高度化検討会報告書による安全高度化目標設定(経年管対策については、平成 32 年(2020)年頃には概ね完了)や総務省の「行政評価・監視結果」の指摘を踏まえ、平成 13 年 10 月に「経年管対策の計画的実施の徹底」、さらには平成 14 年 7 月に「経年管保有状況及び対策計画策定状況の調査実施」を決定し、各ガス事業者に対する指示等の行政指導を行った。平成 15 年度以降は、経年管対策の進捗状況調査を通達により継続するとともに、平成 16 年 4 月から施行される「ガス事業法」施行規則の改正により、平成 17 年度分から、これらの調査を法で定め、より適切な実施を促した。

都市ガス事故集計表

(消費段階)

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
1 月	6 6	1 1	3 3	3 3	6 6
2 月	1 7	2 3	4 7	2 5	5 11
3 月	1 8	2 5	2 9	2 7	5 16
4 月	2 10	1 6	3 12	3 10	3 19
5 月	3 13	0 6	2 14	6 16	2 21
6 月	3 16	1 7	2 16	3 19	2 23
7 月	1 17	4 11	1 17	4 23	2 25
8 月	2 19	1 12	1 18	1 24	7 32
9 月	0 19	1 13	1 19	2 26	5 37
10 月	0 19	1 14	0 19	2 28	4 41
11 月	2 21	1 15	1 20	2 30	3 44
12 月	3 24	4 19	2 22	7 37	9 53
合計	24	19	22	37	53
対前年 比(%)	60.0	20.8	15.8	68.2	43.2

(注) 各欄の右下の数字は各年ごとの各月累計件数

(製造・供給段階)

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
1 月	6 6	9 9	4 4	10 10	9 9
2 月	12 18	14 23	12 16	6 16	8 17
3 月	9 27	14 37	23 39	8 24	9 26
4 月	11 38	10 47	7 46	10 34	13 39
5 月	17 55	12 59	4 50	12 46	21 60
6 月	7 62	6 65	5 55	11 57	13 73
7 月	16 78	11 76	5 60	11 68	18 91
8 月	11 89	9 85	6 66	9 77	11 102
9 月	9 98	8 93	8 74	19 96	12 114
10 月	7 105	17 110	12 86	18 114	10 124
11 月	12 117	13 123	14 100	15 129	17 141

(製造・供給段階(続き))

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
12月	11 128	13 136	6 106	4 133	9 150
合計	128	136	106	133	150
対前年 比(%)	52.4	6.3	22.1	25.5	12.8

(注)各欄の右下の数字は各月累計件数

(消費、製造、供給の合計)

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
1月	12 12	10 10	7 7	13 13	15 15
2月	13 25	16 26	16 23	8 21	13 28
3月	10 35	16 42	25 48	10 31	14 42
4月	13 48	11 53	10 58	13 44	16 58
5月	20 68	12 65	6 64	18 62	23 81
6月	10 78	7 72	7 71	14 76	15 96
7月	17 95	15 87	6 77	15 91	20 116
8月	13 108	10 97	7 84	10 101	18 134
9月	9 117	9 106	9 93	21 122	17 151
10月	7 124	18 124	12 105	20 142	14 165
11月	14 138	14 138	15 120	17 159	20 185
12月	14 152	17 155	8 128	11 170	18 203
合計	152	155	128	170	203
対前年 比(%)	53.5	2.0	17.4	32.8	19.4

(注1)各欄の右下の数字は各月累計件数

(注2)準用事業者の事故を含む

3. 高圧ガスの保安

(1) 高圧ガス保安行政の取組

高圧ガスの保安に関する規制については、「高圧ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基づき、製造、貯蔵等の高圧ガスの取扱いや容器の製造及び取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保している。

(2) 高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会

高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会は、中央省庁等の再編に伴い、平成13年1月に再編成された高圧ガス及び火薬類保安分科会の下部組織の1つとして、平成13年度より設置され、高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。平成13年9月に、「昨今の環境変化を踏まえた今後の高圧ガス及び火薬類に係る保安の在り方はいかにあるべきか」についての諮問が高圧ガス及び火薬類保安分科会より再付託されている。この再付託された諮問に対して、高圧ガス部会は、平成13年11月に報告書を取りまとめている。なお、この報告を受けた高圧ガス及び火薬類保安分科会は、平成13年12月に経済産業大臣からの諮問に対する一部答申を行っている。

(3) ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会について

平成13年6月、原子力安全・保安院長の私的研究会として、ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会を設置した。同検討会では、保安レベルの維持・向上を前提として、自主保安・消費者保安を促進する観点から、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「高圧ガス保安法」の規制内容に関し、その整合化を視野に入れたレビューを行い、望ましい保安の在り方について基本的な考え方の整理を行った。

同検討会においては、約1年間にわたって検討を行い、事故の報告基準、性能規定化の運用、経年劣化対策、事後措置の充実、消費事故・ヒューマンエラー対策等の分野における保安規制の在り方及び行政が対応を行う事項について、平成14年7月に最終取りまとめを行った。

(4) 高圧ガス設備の技術基準の国際整合化について

近年、欧米における圧力容器規格・基準の見直しが生発化していること等を踏まえ、平成13年2月より、我が国における高圧ガス設備の技術基準の国際整合化につき、原子力安全・保安院保安課長の私的研究会において検討を行い、同年6月にその検討成果について取りまとめを行った。本取りまとめを受け、高圧ガス部会において同年10月より検討を行い、11月に同部会の報告書が取りまとめられた。同報告書を受け、平成15年3月に特定設備検査規則

等の改正を行った。

具体的には、特定設備検査規則で定める技術基準を、米国機械学会（ASME）の規格（ASME Sec. Div 1）と整合化し、特定設備を設計する際の「安全率」について、現行規定の「4」以外に「3.5」でも設計できることとする。それに伴い、「安全率」が「3.5」の設計を行う場合の溶接継手の効率化や、機械試験基準等の規定を追加した。

(5) スキューバ用アルミ容器の保安確保対策について

平成 12 年 6 月に発生したスキューバ用アルミ容器の破裂事故、平成 13 年 5 月の容器再検査の際、別のスキューバ用アルミ容器にクラックが発見されたこと等を踏まえ、スキューバ用アルミ容器の保安確保につき、高圧ガス保安協会に設置した事故調査委員会において検討を行い、同年 10 月に調査報告書が取りまとめられた。

同報告書を受け、高圧ガス部会において、スキューバ用アルミ容器の保安確保対策について検討を行った結果、平成 13 年 11 月に事故調査報告書の提言内容に沿った所要の措置を講ずることが適当であるとの報告書が取りまとめられた。

これを踏まえ、平成 14 年 6 月に、容器保安規則等について、従来の「一般継目なし容器」と区別すべき容器として新たに「アルミニウム合金製スキューバ用継目なし容器」を定義し、同容器について必要な容器検査等の基準について規定を定めた。

(6) 保安四法の整合化について

規制緩和推進 3 年計画（改定）（平成 11 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき設置された「石油コンビナートに係る保安四法」の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会の検討結果に基づき、「高圧ガス保安法」と日本工業規格 B8265(2000)の整合化を図るため、平成 13 年 9 月に材料の許容引張応力等の特定設備検査規則で定める技術基準の改正を行った。

高圧ガス事故統計集計

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
1 月	7	5	10	18	26
2 月	5	9	17	19	20
	12	14	27	37	46
3 月	4	11	21	19	30
	16	25	48	56	76
4 月	5	9	10	20	35
	21	34	58	76	111
5 月	10	6	11	18	38
	31	40	69	94	149
6 月	9	16	17	16	24
	40	56	86	110	173
7 月	10	14	24	31	25
	50	70	110	141	198
8 月	12	11	16	28	30
	62	81	126	169	228
9 月	7	12	11	25	35
	69	93	137	194	263
10 月	12	6	18	25	42
	81	99	155	219	305
11 月	9	11	17	30	36
	90	110	172	249	341
12 月	4	11	18	30	39
	94	121	190	279	380
合計	94	121	190	279	380
対前年 比	1.1	28.7	57.0	46.8	36.2

〔注〕上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

「高圧ガス保安法」関係事故件数の推移

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	
製 造 事 業 所	冷 凍	7	6	7	5	11
	コンビナート	9	5	4	15	17
	L P	7	4	6	10	7
	一 般	7	18	15	19	23
	計	30	33	32	49	58
移 動	15	20	26	28	27	
消 費	41	63	116	181	286	
そ の 他	8	5	16	21	9	
合 計	94	121	190	279	380	

〔注〕速報値のため、変更等があり得る。

4. 火薬類の保安

(1) 火薬類保安行政の取組

火薬類の保安に関する規制については、「火薬類取締法」の規定に基づき、火薬類の製造、販売等の取扱いに係る保安を確保するとともに、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している（参照表：平成 15 年火薬類事故）

平成 15 年火薬類事故

[] 総括表 (取扱・種類別一覧表)

項 目		件		死		傷	
取扱	種 類 別	件	計	死	計	傷	計
製 造 中	産 業 火 薬	1	} 2	0	} 9	0 - 1	} 2 - 4
	煙 火	1		9		2 - 3	
	が ん 具 煙 火	0		0		0 - 0	
消 費 中	産 業 火 薬	7	} 31	0	} 4	3 - 4	} 7 - 23
	煙 火	22		4		3 - 19	
	が ん 具 煙 火	2		0		1 - 0	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	} 0	0	} 0	0 - 0	} 0 - 0
	煙 火	0		0		0 - 0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0 - 0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	} 0	0	} 0	0 - 0	} 0 - 0
	煙 火	0		0		0 - 0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0 - 0	
が ん ろ う 中	産 業 火 薬	0	} 1	0	} 0	0 - 0	} 1 - 0
	煙 火	0		0		0 - 0	
	が ん 具 煙 火	1		0		1 - 0	
そ の 他 事 故	産 業 火 薬	3	} 3	0	} 0	1 - 0	} 1 - 0
	煙 火	0		0		0 - 0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0 - 0	
合 計	産 業 火 薬	11	} 37	0	} 13	4 - 5	} 11 - 27
	煙 火	23		13		5 - 22	
	が ん 具 煙 火	3		0		2 - 0	

(2) 高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会

高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会は、火薬類の保安に関する重要事項を調査審議する組織として設置されている。平成 13 年 9 月に「昨今の環境変化を踏まえた今後の高圧ガス及び火薬類に係る保安の在り方はいかにあるべきか」についての諮問が高圧ガス及び火薬類保安分科会より再付託されている。

平成 15 年 4 月に鹿児島県で発生した煙火工場の爆発事故の県による再発防止委員会の報告を受け、火薬部会に煙火保安小委員会を設置し、緊急に措置すべき煙火に関する技術基準の見直しについて検討を行い、平成 16 年 1 月に火薬部会にて決定し、総合資源エネルギー調査会長の了解を得て答申を行った。また、高度に専門的な知見を要求される安全性評価を行う場として火薬部会に技術基準専門

小委員会を設置した。

(3) 煙火の製造に係る技術基準の見直しについて

「緊急に措置すべき煙火に関する技術基準の見直しについて」(平成16年1月、総合資源エネルギー調査会答申)に基づき、煙火の製造における事故の再発防止対策として、危険度の高い煙火原料火薬類に係る技術基準の見直し、煙火製造事業所における火薬類保安責任者の試験科目の追加、及び保安教育項目を規定するための火薬類取締法施行規則及び関係告示の改正を、平成16年3月31日付けで行った。

5. 液化石油ガスの保安

原子力安全・保安院は、一般消費者等が生活の用に使用する液化石油ガス(以下、「LPGガス」と略す)による災害の防止を目的とする「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、液化石油ガス販売事業者等への立入検査を実施するなど同法の適正な運用を図っている。

そのほか、LPGガス販売事業者等の保安技術レベルの向上のための講習会事業、保安技術者向けwebサイトの運営事業を実施しており、一般消費者等に対しては、関連業界団体と協力して、webサイトの運営、各種広報活動を通じて、LPGガスを安全に使用するための知識・安全器具の普及・啓発事業を実施している。

(1) 保安高度化プログラムについて

近年のLPGガス保安行政においては、LPGガスの更なる保安高度化(B級以上(死者1名以上、重傷者2名以上、負傷者6名以上の事故等をいう。)の事故ゼロの早期達成が目標)を図るため、平成12年末に高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会の提言を受けて、LPGガス保安高度化プログラムを実施することとし、平成13年4月にその実施方針をまとめた。

同プログラムは、一酸化炭素(CO)中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策、ガス漏えい防止・漏えい拡大防止対策の3本柱により構成され、CO中毒事故防止対策として、不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器具の交換誘導事業の推進を図るとともに、排気筒等の材料基準の見直しに係る省令改正を行った。埋設管事故防止対策につい

ては、埋設管の点検等維持管理の徹底を促すとともに、埋設管の点検方法の見直しに係る省令改正を行った。また、ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策については、各種の広報活動を実施するなど消費者の操作ミスに係る事故防止対策に取り組み、配管の補修工事に係るガス漏えい防止措置に関する技術基準の見直しを行った。

平成14年度末までに、同プログラムにおける各種対策の目標は概ね達成されたが、平成15年度においても最終目標であるB級事故の撲滅は達成できていないため、今後も、不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器具の交換誘導事業等の施策は、引き続きフォローアップを実施した。

(2) ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会について

原子力安全・保安院長の私的研究会として「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」を平成13年6月から10回にわたり開催し、LPGガス、都市ガスの保安規制体系の整合化について検討を行い平成14年7月に取りまとめが行われた。その後平成15年5月に開催された高圧ガス及び火薬類保安分科会においてフォローアップについて報告が行われた。

(3) バルク供給システムの合理化に係る制度改正について

規制緩和推進3か年計画を受けて1トン以上3トン未満のバルク貯槽に関する保安距離の緩和に関する省令改正を行った。

L P ガス一般消費者事故集計表

(年別及び月別事故(累計)件数)

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
1月	5	3	21	11	17
2月	9 <u>14</u>	9 <u>12</u>	11 <u>32</u>	5 <u>16</u>	11 <u>28</u>
3月	9 <u>23</u>	12 <u>24</u>	5 <u>37</u>	9 <u>25</u>	8 <u>36</u>
4月	8 <u>31</u>	8 <u>32</u>	3 <u>40</u>	5 <u>30</u>	4 <u>40</u>
5月	6 <u>37</u>	6 <u>38</u>	7 <u>47</u>	11 <u>41</u>	10 <u>50</u>
6月	8 <u>45</u>	2 <u>40</u>	5 <u>52</u>	8 <u>49</u>	12 <u>62</u>
7月	5 <u>50</u>	6 <u>46</u>	6 <u>58</u>	10 <u>59</u>	10 <u>72</u>
8月	4 <u>54</u>	7 <u>53</u>	6 <u>64</u>	6 <u>65</u>	9 <u>81</u>
9月	5 <u>59</u>	9 <u>62</u>	5 <u>69</u>	6 <u>71</u>	8 <u>89</u>
10月	6 <u>65</u>	2 <u>64</u>	6 <u>75</u>	5 <u>76</u>	12 <u>101</u>
11月	3 <u>68</u>	9 <u>73</u>	8 <u>83</u>	7 <u>83</u>	8 <u>109</u>
12月	11 <u>79</u>	5 <u>78</u>	4 <u>87</u>	7 <u>90</u>	11 <u>120</u>
合計	79	78	87	90	120
対前年 比(%)	+ 5.3	1.3	+ 11.5	+ 3.4	+ 33.3

〔注〕下線部分は各月累計件数

(年別事故件数及び死傷者数)

項目	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
件数	79	78	87	90	120
うちB級 以上事故	7	10	4	3	9
死者(人)	5	8	2	4	7
傷者(人)	66	73	69	64	86
うちB級 以上事故	14	20	23	8	6

6. 鉱山の保安

鉱山において、保安の確保は事業活動の大前提であり、企業による自主保安体制の確立・堅持を基本としつつ、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施している。

また、金属鉱山等の坑廃水などは、周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対し補助金による支援を行うとともに、金属鉱業事業団等を通じて鉱害防止技術開発、同調

査指導、国際技術協力等を実施している。

なお、金属鉱業事業団については、特殊法人等整理合理化計画を踏まえて、「石油公団及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」及び「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」が平成14年7月26日に公布され、これに基づき、金属鉱業事業団と石油公団は廃止され、両法人の権利・義務を承継した独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が平成16年2月29日に設立された。

6.1. 鉱山保安監督検査等

鉱山(一部休廃止鉱山を含む)における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、鉱山保安監督部が監督検査等を実施した。

(参考)

平成15年末現在

	稼行鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	270	4,428
石灰石	296	7,714
石油	74	1,580
合計	640	13,722

6.2. 鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、鉱山保安監督部による監督指導業務に加えて、次のような施策を実施した。

(1) 休廃止鉱山鉱害防止等工事

休廃止鉱山に係る鉱害の被害拡大を防止するため、地方公共団体及び鉱害防止義務者(鉱業権者等)が行う鉱害防止事業に対して補助金を交付した。

(ア) 義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施するたい積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し補助金を交付した。

(イ) 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起因しない汚染分(自然汚染、他者汚染)の処理費用について補助金を交付した。

(2) 金属鉱業事業団（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）鉱害防止部門事業運営

金属鉱業事業団の鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について補助金（独立行政法人設立後は交付金）を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害の防止を行った。

(ア) 鉱害防止工事の調査指導業務及び指導支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業（鉱害防止義務者が不存在の場合）について、地方公共団体の依頼に応じて事前調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事管理、坑廃水処理施設の維持管理の指導支援業務を実施した。

(イ) 技術開発業務

鉱害防止技術を確立するため、金属鉱業事業団において必要な技術の開発に関する調査研究業務を実施した。

- ・高効率廃水処理技術
- ・高効率澱物造粒システム技術

(ウ) 融資及び債務保証業務

鉱害防止資金（使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分、鉱害防止事業基金拠出金分）及び鉱害負担金資金について融資を行った。

(エ) 鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止積立金制度に基づき、鉱業権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

(オ) 鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止事業基金制度に基づき、鉱業権者等の拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

(3) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金（平成 15 年度新規）

鉱害防止義務者が不存在で、現在漏油鉱害が発生、又はそのおそれがある廃止石油坑井の封鎖措置を実施する地方公共団体に対し、その事業費の 3 / 4 を補助する制度を創設した。

6.3. 技術開発等の推進

(1) エネルギー使用合理化坑廃水処理技術開発

休廃止鉱山における半永久的に継続する坑廃水処理に必要なエネルギーを削減するため、省エネルギー型坑廃水処理技術開発を実施した。

(2) エネルギー使用合理化総合鉱害防止技術開発

休廃止鉱山における坑廃水の発生源対策として、平成 14 年度に実施した坑道内に高吸水性ポリマーを充てんさせることによる坑廃水流出抑制技術を進展させ、ポリマーを用いた積場における漏水防止のための技術開発並びに新規規制物質に係る坑廃水処理技術開発を実施した。

(3) 海洋石油開発環境影響調査

海洋における石油・天然ガス鉱山の保安技術、深海底石油鉱山において油流出事故が生じた場合の環境に及ぼす影響等についての調査研究を実施した。

(4) 天然ガスパイプライン安全基準整備調査

超高圧天然ガスパイプライン用高強度大径鋼管について、保有する特性を各方面から評価し、我が国への適用を検討するための調査研究を実施した。

(5) 廃止坑井位置確認等実証調査（平成 15 年度新規）

十分な廃坑措置がとられず、ケーシングパイプの抜揚や埋没により、坑口位置が不明確となった坑井に対しては、抜本的な鉱害防止対策をとることができない。よって、既存の地下探査技術を応用し、効果的かつ合理的に坑口位置を特定する手法を確立するための調査及び実証試験を行った。

6.4. 石炭鉱山の保安

石炭産業は、坑内作業等特有の作業環境下にあることから、災害につながる危険性を内包しており、保安確保に万全を期す必要がある。このため、「鉱山保安法」に基づき、北海道及び九州鉱山保安監督部等において、監督検査等を実施した。

(参考)

平成 15 年末現在

	鉱山数	鉱山労働者数
石炭	14	903
亜炭	4	11
合計	18	914

6.5. 平成 15 年度における重要課題 ~今後の鉱山保安の在り方について~

(1) 中央鉱山保安協議会における審議

平成 14 年 11 月 26 日に経済産業大臣から中央鉱山保安協議会に対し「今後の鉱山保安の在り方について」諮問がなされた。

諮問を受け、中央鉱山保安協議会において集中的な審議を行うため、同協議会の下に基本問題分科会を設置することが決定された。その後、基本問題分科会において、坑内掘り石炭鉱山の大幅な減少や保安水準の向上など鉱山保安をめぐる状況変化を踏まえ、現状の「鉱山保安法」に基づく各種施策の評価を行うとともに、鉱山保安行政の在るべき姿について、検討を行った。

検討を経て、平成 15 年 4 月 21 日に、今後の鉱山保安の在り方について、中央鉱山保安協議会に対し基本問題分科会からの報告が行われ、同協議会の了承を経て同協議会長から経済産業大臣に答申を行った。

(2) 法改正に向けた検討

中央鉱山保安協議会から経済産業大臣への答申を受けて、次の 3 点を目的として、具体的な法改正に向けた検討を行い、平成 16 年 3 月 2 日に「鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第 159 回通常国会に提出された。

(ア) 国の関与の在り方を見直し、民間の自主性を活かした保安確保への取組を可能とするため、

(A) 鉱業権者による保安上の危険の把握とこれに対する対策の実施・見直しを前提とした、より現場の実態にあった合理的な規制の導入

(B) 必要性が、近時、相対的に低下した一律・事前の規制の大幅な整理・合理化

を行い、全体として規制の合理化を行うこと

(イ) また、災害の発生防止の観点から、詳細に規制を追加してきた鉱山保安規則(省令)を実態に即して大括り化し、規制の実効性を高めること

(ウ) 併せて、地域の現場における鉱山保安行政とその他の産業保安行政とを一体的に実施していくため、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組する等所要の措置を講ずること

(3) 「鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案」について

(ア) 法律案の概要

(A) 「鉱山保安法」の一部改正

(a) 鉱業権者が行う保安上の危険の把握とこれに対する対策の実施・見直し(リスク・マネジメント)を促し、鉱山に応じた、適切かつ確実に保安を確保させるための制度を新たに導入する。

- ・ 鉱山の現況及び保安上の危険を調査
- ・ この調査結果を踏まえ、保安上必要な措置について、適切に保安規程に反映
- ・ 災害の発生や他の鉱山での災害事例等を踏まえた保安対策の見直し
- ・ 現場に精通した鉱山労働者の経験等を保安規程の作成等、保安活動に反映

(b) 一律・事前の規制の大幅な整理・合理化をする。

- ・ 機械器具等の経済産業大臣による検定を廃止
- ・ 施設の工事計画に係る認可を届出に変更
- ・ 施設に係る鉱山保安監督部長による落成検査及び性能検査を廃止
- ・ これに伴い、鉱業権者に対し、施設の技術基準への適合等を義務づけ
- ・ 保安技術管理者、係員等多段階の保安管理機構を簡素化
- ・ 鉱山特有の国家試験制度を廃止 等

(B) 「経済産業省設置法」の一部改正

「鉱山保安法」の改正により、鉱山保安に係る規制が大幅に簡素・合理化され、他の産業保安規制と同様の事後規制主体の体系になることに伴い、鉱山保安行政とその他の産業保安行政とを一体的のものとして合理的・効率的に実施すべく、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組し、所掌事務を変更する。

7. 主な災害等の状況

(1) 産業保安に係る主な災害

(ア) ごみ固形燃料発電所の燃料貯蔵施設発火・爆発事故

三重RDF発電所の貯蔵槽において、平成15年7月19日に一酸化炭素濃度の上昇、7月27日及び30日に発熱、発火を確認した。その後消化活動により温度は低下し、発煙は減少傾向にあったが、8月14日に貯蔵槽から熱風が発生し作業員4名が負傷した。8月19日には爆発が発生し、2名が死亡、1名が負傷した。これを受けて、原子力安全・保安院は、ごみ固形燃料発電所事故調査ワーキンググループを総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会に設置し、同ワーキンググループにより、平成15年9月17日以降、4回にわたる審議の結果、平成15年12月15日に同種の事故の再発防止対策等の検討結果について報告書が取りまとめられた。原子力安全・保安院は、この報告内容を踏まえ、三重県企業庁及びその他14のRDF発電所の設置者に対して、再発防止策の策定を平成15年12月25日に指示した。この指示に基づき提出された再発防止対策案の妥当性について、上記ワーキンググループの意見も踏まえつつ検討し、平成16年3月12日に各事業者が対策を実施するに当たり留意すべき事項について指導を行った。以上を踏まえ、総務省消防庁及び環境省における法令上の措置の検討とも整合性を図りつつ、RDF貯蔵施設に係る「電気事業法」に基づく技術基準等の改正等を行うこととしている。

(イ) 鹿児島県内で発生した煙火工業の爆発事故

平成15年4月11日、鹿児島県の煙火製造所で煙火製造中に爆発事故が発生し、従業者10名が死亡、製造所外の第三者を含む4名が重軽傷を負い、周辺建物を含む129棟の建物が損壊するという甚大な被害をもたらした。

煙火製造所の火薬類取締法に基づく許認可を所管する鹿児島県が設置した煙火事故再発防止委員会において、事故原因の調査と再発防止対策の検討が行われた。その結果、事故発生箇所が煙火製造に携わっていた従業者全員が死亡し、爆発により関連資料等が焼失していることから発火原因、発火場所の特定は困難であったが、配合所での澆剤又は雷薬などの危険度の高い火薬類の配合、填薬作業中に何らかの衝撃、摩擦、静電気によって発火し爆発に至った可能性が高いと推定された。

また、今回の事故の被害が広範かつ大規模なものになっ

た原因としては、爆発時に生成したクレーターの大きさから、法令に違反して火薬を置いてはならない場所に大量の火薬を存置し、工室や火薬類一時置場の制限貯蔵量も超過していた可能性が高く、そのことにより、最初に発火した建物以外の場所に存置されていた火薬類も爆発を起こし、爆発規模が増大して被害が広範かつ大規模なものになったと推定された。

これらのことから、今回の事故の再発防止としては、法令遵守体制の整備、管理監督の徹底、技術基準の再点検等が提言された。

これを受けて経済産業省では、全国の煙火製造所に対し、保安管理に万全を期すよう「煙火製造中の事故の再発防止について」(平成15年7月29日付け)により指導を行った。各都道府県に対しては、煙火製造所の法令遵守状況の総点検の実施及び、警察、消防等関係機関との連携による立入検査の実施等について協力要請を行った。

また、技術基準の見直しについて、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会の下に煙火保安小委員会を設置して検討を行い、「緊急に措置すべき煙火に関する技術基準の見直しについて」を平成16年1月の火薬部会で議決し、答申を行った。答申を踏まえて、危険区域内に粉塵爆発を起こす可能性のある原料庫の設置禁止、危険度の高い雷薬の停滞量削減、雷薬・澆剤の静電気対策、煙火の製造所における保安責任者の保安教育の内容の充実等の対策を講じるため、平成16年3月31日に関係省令、告示の改正を行った。

(2) 鉱山保安に係る主な災害

平成15年は石灰石鉱山で3件の死亡災害が発生した。

(ア) 橘鉱山(石灰石)

- ・発生年月日：平成15年2月10日
- ・災害の種類：運搬装置(コンベア)
- ・り災者数：死亡1名
- ・災害状況：ベルトコンベアに付着したゴミの除去作業中巻き込まれ、り災

(イ) 田海鉱山(石灰石)

- ・発生年月日：平成15年5月4日
- ・災害の種類：坑内火災
- ・り災者数：死亡3名
- ・災害状況：坑内休憩室で火災が発生し、消火作業中にり災

(ウ) 金生山石灰石鉱山（石灰石）

(単位：件)

- ・発生年月日：平成 15 年 7 月 28 日
- ・災害の種類：その他（燃焼爆発）
- ・り災者数：死亡 1 名
- ・災害状況：原料の目詰まり復旧作業中に爆発し、り災

検査別	平成 15 年度
巡回検査	
金属・非金属	9
石灰石	19
総合検査 金属	1
特別検査	1
落成検査	17
性能検査	4
特定検査	2

8. 鉱山保安監督部

鉱山における保安確保のため、「鉱山保安法」に基づき鉱業権者の行う危害防止、鉱害防止等の措置の監督検査のために地方支分部局として、札幌、仙台、名古屋、広島及び福岡に鉱山保安監督部、さいたま、大阪及び高松に支部、那覇に鉱山保安監督事務所が設置されている。

8.1. 北海道鉱山保安監督部

(1) 管轄区域

：北海道

(2) 施策の概要

平成 15 年度を初年度とする「第 10 次鉱業労働災害防止計画」に基づき、災害及び鉱害の発生状況等を踏まえて、鉱山保安監督のガイドラインを定め、鉱山の自主保安体制の徹底と重要・重大災害の未然防止及び頻発災害の防止等を主眼におき、特に、次の事項に重点をおいた保安対策により監督指導を実施した。

< 監督の重点 >

- ・自主保安の徹底及び保安意識の高揚
- ・災害の防止（鉱種毎）
- ・鉱害の防止
- ・粉じん防止対策の推進
- ・海外研修生に係る保安確保

(3) 業務実施状況

(ア) 監督検査状況

金属鉱山等、石炭鉱山及び石油鉱山に係る監督検査状況は次のとおりである。

(A) 金属鉱山等

稼行鉱山及び坑廃水処理中の休止鉱山を対象に、金属・非金属、石灰石鉱山について、危険度に応じて、危害防止の巡回検査を実施するとともに、法規に定められた施設に対しては性能、落成検査を実施した。

(B) 石炭鉱山

各炭鉱の保安状況並びに自然条件を把握し、ガス炭じん爆発、自然発火、坑内火災、坑内出水等による重要災害の危険性を内包している炭鉱又は災害発生率の高い炭鉱に重点を置き、危険度に応じて巡回検査を実施するとともに、法規に定められている施設に対しては性能・落成検査を実施した。

また、鉱山保安監督署には、許認可関係、頻発災害の調査関係及び一般巡回検査の権限を委任し、監督の強化、充実を図っている。

(単位：件)

検査別	平成 15 年度
巡回検査	80
総合検査	1
特別検査	0
落成検査	0
性能検査	3
特定検査	12
鉱害関係検査・調査	21

(C) 石油鉱山

稼行中の石油・可燃性天然ガス鉱山及び休廃止鉱山を対象に危害・鉱害防止の監督検査を実施するとともに、法規に定められた施設に対しては、性能、落成検査を実施した。

(単位：件)

検査別	平成 15 年度
巡回検査	14
鉱害検査	5
落成検査	9
性能検査	11
特定検査	1

(D) 金属鉱山等の鉱害防止

鉱害防止検査対象鉱山は、稼行鉱山と休廃止鉱山である。これらの鉱山のうち、操業規模及び鉱害発生源に応

じ広域精密検査（坑廃水・鉱煙） 鉱害一般検査（坑廃水、たい積場・鉱煙・鉱業廃棄物）等を次のとおり実施した。

(単位：件)

	平成 15 年度
稼行鉱山	19
休廃止鉱山	1,125
計	1,144
検査実施延べ鉱山数	43

また、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づく鉱害防止積立金及び鉱害防止事業基金拠出の審査、査定並びに使用済特定施設の鉱害防止事業計画の審査及び検査を行っている。

(単位：件)

	平成 15 年度
鉱害一般検査（含追跡検査）	22
広域精密検査（坑廃水）	21

(イ) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱に基づき、義務者不存在及び存在の 13 鉱山に対して補助金を交付した。工事の概要は、坑廃水処理事業、沈殿池整備工事、鉱害防止対策調査、三面張整備工事等である。

	平成 15 年度
義務者不存在鉱山	4
義務者存在鉱山	9

(ウ) 保安技術職員国家試験

保安技術職員国家試験の結果は次のとおりである。

(単位：名)

		平成 15 年度
筆記試験受験者数	上級	54
	普通	194
同 合格者数	上級	10
	普通	72

(I) 保安教育指導等

保安技術職員研修（一般研修「乙種鉱害防止」）を実施した。

(4) 災害発生状況

平成 15 年度における管内鉱山の災害によるり災者数（軽傷以上）は次のとおりである。

(単位：名)

	平成 15 年度
石炭鉱山	1
金属鉱山等	5
石油鉱山	0

8.2. 関東東北鉱山保安監督部

(1) 管轄区域

：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

(2) 施策の概要

(ア) 保安監督指導の強化

鉱山保安の基本理念である鉱山における自主保安体制の確立・徹底を図るとともに、平成 15 年度を初年度とする「第 10 次鉱業労働災害防止計画」の着実な実行を期するなど、災害及び鉱害防止のため、監督指導を強化している。

平成 15 年度末現在の管内稼行鉱山数及び労働者数は次のとおりである。

	稼行鉱山数	労働者数
	平成 15 年度	平成 15 年度
金属、非金属	41	329
石灰石	30	925
石油、天然ガス	17	230
石炭、亜炭	2	4
製錬所	2	704
合計	92	2,192

また、平成 15 年度末現在における休廃止鉱山数は次のとおりであり、これら休廃止鉱山に係る鉱害防止対策の重要性が増している。

	休止鉱山	廃止鉱山		合計
		5 年以上	5 年未満	
平成 15 年度	231	1,770	54	2,055

(イ) 「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」(「特措法」)の施行

昭和 48 年 7 月 1 日に「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が施行され、使用中の特定施設の鉱害防止積立金制度並びに使用済特定施設の鉱害防止事業の計画的実施と指定特定施設に係る鉱害防止事業基金制度の推進に努めている。

(3) 業務実施状況

(7) 検査、調査等

平成 15 年度は次のとおり検査等を行った。

(単位：件)

	平成 15 年度
巡回検査	100
鉱害検査	82
特別検査	7
特定施設検査	5
施設検査	43
その他	291
特定検査	3
合計	531

(1) 保安教育、保安指導等

(A) 鉱山保安指導員制度

平成 15 年度は、4 鉱山に対して保安教育（自主保安体制等）を保安指導として実施した。

(B) 保安運動等

東北地方鉱山保安表彰、全国鉱山保安週間の設定とその実施、保安運動の一環として保安統括者会議を開催した。

(ウ) 国家試験

平成 15 年度（第 55 回）保安技術職員国家試験の受験者数、合格者数、合格率は次のとおりであった。

(単位：名)

		平成 15 年度
保安技術職員国家試験 受験者数	上級	85
	普通	474
同 合格者数	上級 (合格率)	10 (11.8%)
	普通 (合格率)	169 (35.7%)

(I) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

(A) 休廃止鉱山で、鉱害防止義務者が不存在または無資力の鉱山の鉱害防止工事に要する経費の一部を補助金として地方公共団体に交付した。

平成 15 年度の補助対象鉱山数は次のとおりである。	平成 15 年度
鉱害防止工事	10
危害防止工事	1
亜炭鉱放置坑口閉そく工事	-
坑廃水処理	11

(B) 休廃止鉱山で、坑廃水処理事業者が実施する坑廃水処理に要する経費のうち、自己の採掘活動に係るもの以外の部分に要する経費の一部を補助金として事業者に交付した。

・平成 15 年度対象： 21 鉱山

(4) 災害概況

平成 15 年度における管内鉱山の鉱山災害によるり災者数は、5 名（重傷 3 名、軽傷 2 名）であった。

8.3. 関東東北鉱山保安監督部関東支部

(1) 管轄区域

：東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県及び福島県（石炭鉱業並びに同県いわき市、双葉郡及び西白河郡における、けい石鉱業及び耐火粘土鉱業に限る。）

(2) 施策の概要

「第 10 次鉱業労働災害防止計画」、各年度の鉱山保安監督指導方針及び災害・鉱害の発生状況等を踏まえ、管内鉱山における自主保安体制の強化による危害の防止及び鉱害の未然防止を推進するため、平成 15 年度鉱山保安監督指導実施要領を作成し、監督指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(7) 保安技術職員国家試験の実施及び保安研修所の開所

鉱山において選任された保安技術職員の資格取得のため、年に 1 回保安技術職員国家試験を実施している。

さらに、保安技術職員又は保安技術職員になろうとする者に対し、その職務について必要な技術及び実務を教授するための保安研修を行っている。

(1) 鉱山保安確保のための業務の実施

「鉱山保安法」に基づき鉱山労働者に対する危害の防止及び鉱害の防止等を図るための各種許認可等（施業案の審査、施設の認可等）の業務を行っている。

また、鉱山保安の確保のため、平成 15 年度は管内 240 鉱山（うち休廃止鉱山 117）に対して鉱山保安監督検査（巡回検査、施設検査等） 鉱害防止監督検査等を実施している。

(ウ) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金事業の実施

(A) 鉱害防止義務者不存在

休廃止鉱山及びその周辺の鉱害調査の結果、鉱害防止対策が必要なとき、鉱害防止義務者不存在の場合は、地方公共団体が事業主体となって、鉱害防止工事の推進を図るよう、その事業に要する経費の一部(3/4)を補助している。

なお、平成15年度は、1鉱山に対して坑廃水処理事業の補助を行った。

(B) 鉱害防止義務者存在

鉱業権消滅鉱山及び鉱業権は存続しているが既に採掘活動を終了し、今後とも再開の見込みのない鉱山について、坑廃水処理事業に要する費用のうち、義務者の行為に起因しない汚染分(自然汚染、他者汚染)の処理費用について国と地方公共団体が費用を補助し、坑廃水処理事業者が坑廃水処理を実施している。

なお、平成15年度は、6鉱山に対して坑廃水処理事業における補助を行った。

(4) 災害発生状況

平成15年(1月～12月)の管内の災害発生状況は以下のとおりである。

り災者数

(単位：名)

鉱種別	平成15年
金属・非金属鉱山	1
石灰石鉱山	8
石油・天然ガス鉱山	0
亜灰鉱山	0

(参考) 鉱山数・鉱山労働者数・生産量

鉱種別	鉱山数	鉱山労働者数	生産量(千トン)
	平成15年 12月末	平成15年 12月末	平成15年 (1月～12月)
金属・非金属	34	494	7,077
石灰石	45	1,631	36,737
石油・天然ガス	41	1,161	2,725
石炭・亜炭	1	7	3
合計	121	3,293	

石油・天然ガスの生産量の単位は100万³

(石油は1klを天然ガス1,000³に換算)

8.4. 中部近畿鉱山保安監督部

(1) 管轄区域

：愛知県、岐阜県、三重県、富山県及び石川県

(2) 施策概要

平成15年度は、「第10次鉱業労働災害防止計画」の初年度であり、同計画を踏まえた鉱山保安監督指導の重点に基づき、災害減少目標の達成のために、鉱山に自主保安の理念を一層徹底させるとともに災害防止対策、鉱害防止対策の推進を図るほか、保安教育の充実等を重点施策として監督指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 災害防止対策の推進

(A) 重点事項として、災害の撲滅を目標とした鉱業労働災害防止計画の達成に努力した。

(B) 金属・非金属、石灰石の主要鉱山に対し、保安計画を提出せしめ、その遂行について審査を行い、災害減少及び鉱害防止の諸対策推進を図った。

(C) ヒューマンエラーによる災害を防止するため、作業環境の整備のほか、機械や装置について安全性と信頼性の向上を図った。

(D) 監督検査に当たっては、法規違反、不安全状態等の摘発にとどまらず、その原因を技術的に究明するほか、自然条件、操業計画との関係並びに保安管理体制のチェック等に留意し、総合的に問題点を把握し、適切な措置をとった。

(E) 監督検査における監督指示事項については、鉱山労働者への周知徹底を図らせるとともに、改善についての追跡検査を実施した。

(F) 災害が発生した鉱山に対しては、法規違反等の処分改善命令等厳正な措置をとるとともに、再発防止を図るため、応急対策及び恒久対策を実施させたほか、他の鉱山に対しても類似災害防止の観点から、見直し点検を実施させた。

(イ) 鉱害防止対策の推進

鉱山、製錬所における捨石・鉱さいたい積場、坑廃水、鉱煙、粉じん、騒音、振動及び廃棄物について各鉱山の規模、操業形態、環境及び自然条件、鉱害発生状況等の特質に対応した監督を行った。特に、耐火粘土、けい砂鉱山に

対しては、坑廃水処理強化について監督・指導を実施した。

金属鉱山等の休廃止鉱山対策としては、坑口閉そく工事及び坑廃水処理に係る鉱害防止等工事費補助金を交付した。一方、操業中の鉱山に対しては、鉱害防止事業の確実な実施を図らせるため、昭和 48 年 7 月に施行された「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、毎年積立金による資金の確保に努めさせた。

(ウ) 保安教育の充実等

長期研修により保安係員を養成したほか、短期研修により保安教育研修を開設し、保安の強化を図るとともに、鉱山保安技術職員の資質の向上と保安意識の高揚を図るため、鉱山保安研究会を開催した。

(4) 災害発生状況

平成 15 年度における管内鉱山の災害によるり災者数(軽傷以上)は以下のとおりである。

(単位：名)

	平成 15 年度
金属非金属鉱山	1
石灰石鉱山	3

8.5. 中部近畿鉱山保安監督部近畿支部

(1) 管轄区域

：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

(2) 施策概要

第 10 次鉱業労働災害防止計画に基づいて鉱山における自主保安の理念を一層徹底させ、保安確保に万全を期するという基本姿勢に立ち、管内の実状に即した平成 15 年度鉱山保安監督指導実施要領を作成し、監督指導に努めた。

(3) 業務実施状況

監督検査等の実施状況

(単位：件)

	平成 15 年度
巡回検査	60
総合検査	0
特別検査	2
性能、落成検査	12
鉱害一般検査	108
その他検査等	136

(ア) 災害防止対策

(A) 主要鉱山については、鉱山の諸条件に対応した保安計画を樹立させ、厳格なヒアリングを実施し、これを基本にして改善整備を推進させた。

(B) ヒューマンエラーが原因といわれる災害が依然として繰り返されている現状にかんがみ、万一無意識のうちには不安全行為をした場合においても、重要災害につながらないフェイル・セーフに配慮した施設の改善とともに、保安の管理・教育の徹底を図らせた。

(C) 粉じん作業改善のため、粉じん濃度測定、粉じん発生源対策(密閉化) 通気の確保、集じん装置の整備を推進するとともに、防じんマスク着用の励行と管理等の保安教育を強化させた。

(イ) 鉱害防止対策

(A) 鉱業権者に対し鉱害防止が社会的要請であることを自覚させるとともに、鉱害防止対策の実施及び施設の維持管理に重点を置き、鉱害防止に万全を期すように監督指導した。また、11 月を「鉱害防止月間」として設定し、鉱害防止に努めた。

(B) 休廃止鉱山に係る鉱害の防止について、関係機関と連絡を密にし、補助金制度を活用した鉱害防止対策工事を計画的に実施させている。

(4) 災害発生状況

平成 15 年度の災害発生状況は次のとおりである。

(単位：人)

平成 15 年度	死亡	重傷	軽傷	計
金属非金属	0	0	0	0
石灰石	0	1	0	1

(5) 鉱害発生状況

稼行鉱山及び休廃止鉱山において社会的に問題となるような事象は発生していない。

このため、鉱山及び製錬所において、自主保安体制を普段から実施し、鉱害防止関係施設の点検管理が十分に行われているものと判断される。

8.6. 中国四国鉱山保安監督部

(単位：件)

(1) 管轄区域

：鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県

(2) 施策概要

鉱山の災害及び鉱害の防止に万全を期すため、鉱業権者及び鉱山労働者が自主保安の充実に努めるよう監督、指導するとともに、的確な諸策を講じさせた。

(3) 業務実施状況

(ア) 重大災害の防止

落ばん、岩ばん崩壊防止のため、適切な採掘法を採用させるとともに、鉱柱の適正配置、残壁の安全傾斜の保持等坑内、露天掘鉱山の保安確保を重点的に指導した。

(イ) 頻発災害の防止

墜落、転倒災害防止のため、足場の点検と整備の励行の強化等を指導するとともに、機械及び電気による災害の防止のため、運転中における設備等の補修や清掃作業等の禁止の徹底を図るよう指導した。

(ウ) 車両系鉱山機械及び自動車による災害の防止

車両系鉱山機械及び自動車の構造基準及び運行基準の遵守、点検整備の強化並びに鉱山道路の整備を図らせたほか、保安教育も徹底させた。

(エ) 粉じん防止対策の強化

粉じんに係る作業環境の改善のため、発生源に対する散水・集じん・施設の密閉などを指導した。また、坑内については、通気系統の確立及びディーゼル排ガス処理装置等の維持管理の強化等を指導した。

(オ) 鉱害の防止

稼行鉱山の対策としては、各種鉱害防止施設の点検、整備を強化させるとともに、たい積場の安定化を図らせた。また、坑廃水処理、鉱煙処理等についての的確な指導を行い、各種規制基準を遵守させた。

休廃止鉱山の対策としては、休閉山とする前に保安計画を提出させ、的確な休閉山対策を実施させた。また、公的機関と連絡を密にし、積極的な補助金制度等の活用を図り、鉱害の防止に努めた。

(カ) 主な監督検査実施状況

監督検査については、次のとおり実施した。

	平成 15 年度
巡回・総合検査	80
特別検査	0
性能・落成検査	34
特定検査	2
鉱害一般検査	232
広域精密検査	24
休廃止鉱山調査	20

(4) 災害発生状況

平成 15 年度の災害によるり災者は、死亡 0 名、重傷 4 名、軽傷 1 名であった。

8.7. 中国四国鉱山保安監督部四国支部

(1) 管轄区域

：徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

(2) 施策概要

「第 10 次鉱業労働災害防止計画」に基づき管内鉱山の事態に即した「鉱山保安監督指導実施要領」を策定し、予防保安の推進と自主保安の確立に努めた。とりわけ、各鉱山の自然条件等に応じた保安確保対策の見直し強化、生活環境の保全のための鉱害防止について重点的に監督指導を実施した。さらに、保安技術職員や危険業務に就く有資格者等の資質の向上を図るため、短期研修や鉱山保安指導を実施した。一方、地区保安懇談会に出席し、当該地区における問題点等の解消について、指導し、また、地方公共団体との緊密な連携のもとに、鉱害問題の未然防止に努めた。

(3) 業務実施状況

(ア) 災害防止対策

坑内採掘に伴う通気対策及び鉱柱の安全確保並びに露天採掘鉱山における岩盤の崩壊防止対策及び浮石対策、残壁の保安確保等について指導したほか、保安上基本的問題点を内包している災害事例（運搬装置等による災害）については、類似災害防止のため、管内鉱山に対して災害状況を速報し、予防保安の対策を講じるとともに、災害発生鉱山に対しては、その対策の強化・徹底を図らせた。

(イ) 鉱害防止対策

鉱害問題は、地域社会・環境等に及ぼす影響が極めて大きいことから、その未然防止が重要であり、関連施設の点検、整備及び排出基準より厳しい自主管理目標による鉱煙、水質の管理等の措置を講じさせるとともに、積極的に情報収集を図り迅速な対応に努めた。また、休廃止鉱山における鉱害防止については、たい積場維持管理状態、坑廃水の状況変化を調査するとともに、義務者存在及び義務者不存在の休廃止鉱山における坑水処理経費について補助金を交付し、鉱害防止に対する側面的支援を行った。

(ウ) 監督検査等実施状況

次のとおり、監督検査を行った。

(単位：鉱山数)

	平成 15 年度
巡回・鉱害一般・総合検査	49
追跡検査	11
特別検査	9
性能・落成検査	28
特定検査	1
広域精密検査	8
廃止鉱山調査	7

また、検査の結果違反及び改善を要する事項については、監督指示書を交付し、かつ、改善の追跡検査を行った。なお、平成 15 年度における法規違反件数は次のとおりである。

	平成 15 年度
法規違反件数（鉱害関係）	44(2)

(4) 災害発生状況

災害発生状況は次のとおりである。

	件数	死亡	重傷	軽傷	計
平成 15 年度	2	0	1(1)	0	1(1)

()：非鉱山労働者（外数）

8.8.九州鉱山保安監督部

(1) 管轄区域

：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

(2) 施策概要

「第 10 次鉱業労働災害防止計画」に基づき、鉱山保安監督部長は毎年度鉱山保安監督指導実施要領を定め、鉱山における自主保安の理念を一層徹底させ、保安確保に万全

を期すよう監督、指導等を行った。

(ア) 災害の防止については「保安の確保をすべてに優先させる」という基調に立脚して、各鉱山の自然条件等に即応した保安体制の確立を図るよう監督、指導を行った。

(イ) 鉱害の防止については、坑廃水、鉱煙、騒音、捨石集積場等の問題について国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する目標に沿うよう、地方公共団体関係機関とも連携を保ち業務の推進を図った。

(3) 業務実施状況

(ア) 監督検査実施状況

鉱山の検査については、保安上問題が認められる鉱山を重点的に、目的に応じ、巡回検査、総合検査、追跡検査、特定検査、鉱害検査及び施設の落成・性能検査等を実施した。

なお、重大災害、死亡災害が発生した場合及び社会的に問題となる事故が発生した場合、特別検査を行い、事後の保安確保に必要な事項については、直ちに改善・指導を行っている。「鉱山保安法」違反事件については司法捜査を実施している。

監督検査実施件数は次のとおりである。

監督検査実施件数（平成 15 年度）

	金属・非金属、石灰石等鉱山	石炭鉱山
巡回検査	54	10
総合検査	1	0
追跡検査	16	3
特定検査	2	1
落成・性能検査	21	2
特別検査	2	0
鉱害検査	107	41

(イ) 審議・指導

保安に関する重要事項については、調査審議するため九州地方鉱山保安協議会を開催している。

また、鉱山全般において保安上重要で技術的検討を要する課題については、九州鉱山保安監督部長の諮問機関として学識経験者等によって構成される鉱山保安技術検討委員会、ばた山対策小委員会（平成 15 年 8 月発足）を設け、保安技術対策等に関する調査審議を実施している。

(ウ) 保安教育・指導等

保安教育等については、保安日の設定、保安会議、危険予知訓練等により鉱山における保安意識の高揚を図ると

ともに、鉱山における教育担当者を充実させ計画的な自主保安教育の徹底を図っている。

なお、保安技術職員等の資格取得については、保安技術職員国家試験規則に基づき、管内では上級試験を福岡市で、普通試験を水俣市、津久見市、香春町で実施している。

また、九州鉱山保安監督部としては、保安指導員制度を活用し鉱山に対する保安技術指導を実施するほか、保安技術職員等研修の開設による保安技術職員等の教育、並びに鉱山保安センターの活用による鉱山労働者の保安教育を推進している。なお、毎年保安優良鉱山、鉱山保安に功績のあった鉱山労働者及び家族に対して表彰を行い保安意識の高揚に努めている。

	平成 15 年度
保安技術職員国家試験受験者数上級	47 人
保安技術職員国家試験受験者数普通	513 人
保安指導員による保安指導鉱山数	0 鉱山
ぼた山対策委員による技術指導件数	0 件
保安技術職員等研修開設件数	2 件
全国鉱山保安表彰件数	10 件
地方鉱山保安表彰件数	20 件
鉱山特別表彰鉱山数	1 鉱山

(I) 助成

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（金属等）により助成を実施した。

補助金交付件数

	平成 15 年度
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	11

(4) 災害発生状況

(ア) 石炭鉱山

平成 15 年度において、災害は発生していない。

(イ) 金属・非金属、石灰石鉱山等

平成 15 年度は重傷 1 名、軽傷 2 名で稼働延べ百万人当たりの災害率は 25.4 であった。

石灰石鉱山では、重傷 3 名、軽傷 1 名で、稼働延べ百万人当たりの災害率は 12.4 であった。

8.9. 那覇鉱山保安監督事務所

(1) 管轄区域

：沖縄県

(2) 施策の概要

「第 10 次鉱業労働災害防止計画」及び災害・鉱害の発生状況等を踏まえ、管内鉱山における自主保安体制の強化による危害の防止及び鉱害の未然防止を推進するため、平成 15 年度の鉱山保安監督指導実施要領を作成し、監督指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 鉱山保安協議会に関する事項

平成 16 年 3 月に那覇地方鉱山保安協議会を開催し、次の事項について報告を行った。

(A) 管内の保安状況について

(B) 平成 16 年度鉱山保安監督指導実施要領（案）について

(C) 鉱山保安規則の改正について

(イ) 鉱山における保安技術に関する事項

保安技術職員等研修を開設し、平成 15 年度は、一般研修 1 回（坑外保安係員）及び特殊研修 2 回（ヒューマンエラー）を実施した。

(ウ) 保安指導員制度に関する事項

平成 15 年度は、保安指導員制度による保安技術指導を、石灰石鉱山に対し 1 回実施した。

(I) 監督検査実施状況

稼働鉱山を対象に非金属、石灰石、天然ガス鉱山について、危険度に応じて格付けし、これに従って危害・鉱害防止の巡回検査を行った。

その結果、改善を要する事項が認められた鉱山に対し、監督指示書を交付して改善させ、改善結果の追跡、確認を行った。その実施状況は、次のとおりである。

（単位：件）

	平成 15 年度
巡回検査（延べ数）	111
監督指示書交付	8

(オ) 施設の性能及び落成検査に関する事項

施設設置認可又は変更認可をした施設のうち、法規に基づき検査を必要とするものについては、申請によって性能又は落成検査を実施した。

（単位：件）

	平成 15 年度
落成検査	2
性能検査	0

(4) 災害発生状況

平成 15 年おけるり災者は、1 名（重傷）であった。